

2. 市民革命と近代民主政

— 2－1. 市民革命の神話：フランスの革命 —

フランス革命の神話

特權階級の存在、抑圧された市民階級

→ フランス革命(1789)、特にバスチーユ襲撃(7.14)。民主政の樹立。

立憲政体の確立

三権分立(モンテスキュー)、社会契約説(ルソー)、人権の保障(人権宣言)

フランス革命の現実

単一革命論から連続革命論・平行革命論へ

アンシャン・レジーム(旧体制) Ancien régime

第一身分(僧侶) 14万人、土地の10%を所有

上級僧侶(司教など) 約150人

下級僧侶(司祭以下) 約13万人

第二身分(貴族) 40万人、土地の25%を所有

さまざまな特権 名誉(紋章、帶剣、教会での特別席 etc.)、直接税免除、要職の独占
領主権に伴う課税、使用強制

帶剣貴族と法服貴族

第三身分(平民)

商工業者 450万人、農民 2000万人

ブルジョアジーの成長 ←→ 政治的参加なし

絶対王政の確立(ルイ14世、在位1643-1715)

財政危機……膨大な戦費負担

飢饉による税収不足(1770, 1772, 1774)

スペイン継承戦争 1701-13

スペイン戦争 1718-20

ポーランド継承戦争 1733-35

オーストリア継承戦争 1740-48

七年戦争 1756-63

アメリカ独立戦争 1778-83

●貴族による革命

カロンヌ Calonne による財政再建策

特權身分の免稅を廃止、課稅の一律化(塩税、タバコ税など)

貴族勢力による抵抗

全国三部会の召集を要求(1787.7、パリ高等法院は勅令登録を拒否)

●ブルジョワジーによる革命

シェイエス「第三身分とは何か」 Emmanuel Joseph Sieyès, Qu'est-ce que le tiers-état?

・第三身分とは何か……すべてである。

・今までそれはいかなる政治的地位にあったか……無に等しい。

・第三身分は何を求めるか……そこでひとかどの人間になることを。

一院制、多数決主義の「国民議会」 Assemble National 設立を提案

1789.6.15 第三身分議員を中心に国民議会発足。

国王、武力により圧力を加えることを意図。6.26、軍隊の集結を開始。

1789.7.14 バスチーユ襲撃

貴族の亡命、封建的諸特權の廃止(8.11)……ただし年貢徵収権は有償廃止。

人権宣言 Declaration des droit de l'homme (1789)

ラファイエットらにより起草。自由・所有・安全・圧政への抵抗を自然権として主張。

天賦人権、人民主権、思想言論の自由、法の前の平等、三権分立、所有権不可侵などを規定。全 17 条。

「人間は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、また存在する。(……)あらゆる国家の目的は、人間の自然で時効により消滅することのない権利の保全である。それらの権利とは、自由、所有権、安全および圧制への抵抗である。(……)あらゆる主権の原理は、本質的に国民のうちに存する(……)」。

1791 年憲法の制定

選挙制度 市民全体を納税額により「能動市民」と「受動市民」に区分

能動市民 → 選挙人 → 議員

※ それぞれに納税額による資格制限。

●ルソーの政治思想

ルソー Jean-Jacques Rousseau (1712-1778)

社会契約論 Du Contrat social, ou principes du droit politique, 1762

社会を設立するための、全員一致の最初の約束=社会契約

幸福な自然状態 → 個別利益の充足を求める戦争状態 → 社会契約

各人は自分のすべてを共同体に譲渡し、引き替えに安全・財産の保障を得る。

集合的・精神的存在としての共同体

固有の権力=主権

固有の意思=一般意思 volonté générale (general will)

個別利害の一致=共通利害 → 一般意思……平等へ向かい、決して誤らないものと想定

特殊意思の総和=全体意思 volonté de tous (total will)

一般意思を確認するための制度

人民集会の定期的な開催

部分集団発生の抑制 ← 市民宗教 religion civile (人民の習俗を浄化)

代議政批判

「イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大まちがいだ。彼らが自由なのは議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民は奴隸となり、無に帰してしまう。その自由な短い期間に、彼らが自由をどう使っているかを見れば、自由を失うのも当然である。」(社会契約論)

●革命の過激化

1791.6 国王一家「ヴァレンヌの逃亡」(失敗)

1792.8 八月十日の革命

王権の停止→君主政の終了。

市民軍の誕生、職業軍・傭兵との戦争→勝利。

1793.1.21 ルイ 16 世処刑

サン・ジュスト(革命の大天使)「人は罪なくして王たり得ない」 Louis-Antoine de Saint-Just

1793.6.2 ジャコバンの蜂起

ジロンド派指導者 29 人の逮捕を承認、山岳派の独裁=恐怖政治 Terreur の開始

公安委員会 Comité de Salut Public と革命裁判所 Tribunal révolutionnaire

1793.8 国家総動員法

身代わりを認めず、ブルジョワ・下層市民から平等に 100 万人を徵兵

1794.2 風月法 Ventose Decrees

反革命家の財産を没収、貧民に無償で分配(実現せず)

1794.7.26 テルミドールの反動

ロベスピエール、サン・ジュストら山岳派指導者の処刑

中間団体の排除——対教会政策

1789年8月11日議会決議(河合 86-87より)

国民的憲法と公共の自由は、地方にとって、いくつかの地方が今も享受している[地方自治の]諸特権よりも有益であり、今や帝国の各部分の緊密な統合のためにはその特権を犠牲にすることが必要である。したがって、地方、公侯領、結社、自治体の有する個々の特権は、財政上の権利かその他の権利かを問わず今後はすべて廃止され、すべてのフランス人に共通の法に統合することを命令する。

教会財産の没収(1789.10)

聖職者基本法(1790.7) *Constitution civile du Clerge*

選挙による聖職者叙任……ローマ教皇の叙任権からの離脱

公務員化(国家から俸給を支給)

キリスト教の破棄

1793.11.19 理性の祭典

1793.11.24 革命暦の制定

1794.6.8 最高存在の祭典

積極的自由の暴走

二つの自由概念……アイザイア・バーリン *Isaiah Berlin (1909-1997)*

「二つの自由概念」*Two Concepts of Liberty* (1958)

消極的自由(*Freedom from*) 強制の欠如、個人がその欲求の実現を妨害されないこと。

積極的自由(*Freedom to*) 欲求を抑え、より高級で理性的な自我を実現すること。

多数者の専政……アレクシス・ド・トク维尔 *Alexis de Tocqueville (1805-1859)*

『アメリカの民主政治』*De la démocratie en Amérique* (1835, 1840)

平等化の傾向 ←→ 民主主義による危険「多数者の専政」

大革命による封建的特権の廃止 → ナポレオン帝政における権力集中の完成

ルソー的民主政……中央権力に対して自発的に・平等に隸従すること?

ロベスピエールの言葉

「市民には2種類ある。すなわち、『良い市民』と『悪い市民』だ。愛国心は心の問題である」

「平和時における政府の基礎が美德であるとすれば、革命時における政府の基礎は美德と恐怖の二つである。

——美德なき恐怖は災いを生み、恐怖なき美德は力を持ち得ない」

自己支配としての積極的自由は、支配する自我と支配される自我とに自我を二重化する傾向を秘めています。支配されるのは生身の欲望をもった感性的存在たる経験的自我ですが、理性や道徳的原理によってこれを支配する自我はそれより高次な存在で、これこそ「眞の自我」とみなされます。眞の自我は一旦経験的自我から切り離されると、理性や人倫の具現を標榜する国家、宗教的真理を独占する教会、社会の発展法則の唯一正当な科学的認識を保有すると標榜する前衛党やテクノクラートなど、種々の外的権威に容易に同一化されます。／このとき積極的自由は自活でも自立でもなく、プラトン的哲人支配、権威主義的官僚支配、テクノクラシー、神權政治、一党独裁、全体主義などを「眞の自我」による自己支配として、高次の自由の実現として称揚する理念に転化してしまいます。(井上達夫『新・哲学講義7 自由・権力・ユートピア』岩波書店)

参考:革命暦

各月 30 日 × 12 カ月、最後の 5 日(閏年は 6 日)を「サン・キュロットの日」という祭日にする。

毎月は 10 日ごとを 1 週間とし、毎週の末日を休日とする。1806 年 1 月 1 日まで使われた。

秋 ヴァンデミエール(葡萄月)、ブリュメール(霧月)、フリメール(霜月)

冬 ニヴォーズ(雪月)、ブリュヴィオーズ(雨月)、ヴァントーズ(風月)

春 ジエルミナル(芽月)、フロレアル(花月)、プレリアル(牧草月)

夏 メンドール(収穫月)、テルミドール(熱月)、フリュクチドール(実月)

— 2 — 2. 民主政の構築：アメリカの革命 —————

● アメリカの独立

1606- 植民地建設開始

主として経済的動機……ヴァージニアなど

王領植民地

信教の自由……メリーランド(カソリック)

領主植民地

共同体建設……ピルグリム・ファーザーズ(1620)

自治植民地

独立期以前の植民地統治……「有益な怠慢」政策

植民地住民の広範な自治

総督・評議会・代議会の三者構成、評議会への参加、代議会の強化

本国議会の介入は抑制的

貿易規制、特産物の生産を奨励、一部の工業製品生産を制限

しかも多くの不都合な規制は無視された

実力の不在

税関体制は非常に手薄 → 密貿易の横行

本国の軍事力はほとんど駐留せず → 秩序維持は植民地住民の武器と民兵組織に頼る

被治者の同意に基づく統治

1763 七年戦争(フレンチ・インディアン戦争)終結 → イギリス植民地政策の変質

1775 独立戦争開始

トマス・ペイン『コモンセンス』(1776) Thomas Paine, Common Sence

イギリスの政治体制……君主支配の遺物である国王支配・貴族支配が残存していると批判。

イギリス人の自由は「庶民院という新しい共和政治の要素」に依存していると主張。

1776 アメリカ独立宣言(1776)…… 13 植民地

「すべての人間は平等につくられ、造物主によって、他人に譲り渡すことのできない一定の権利が与えられていくこと、その中には声明、自由、幸福追求が含まれること、(……)これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されること、そしてその正当な諸権力は被治者の同意に基づくこと(……)を、自明の真理として信ずる。」

1783 イギリスによる独立承認、独立戦争終結

1789.4.30 アメリカ合衆国成立。ジョージ・ワシントン初代大統領。

植民地統治政策の転換

母国利益のための統治 ← 戦争による財政難、統治費用の増大

貿易規制の強化……列举品目の増加、税關・海軍の強化

課税強化

1764 アメリカ歳入法(砂糖法)

1765 印紙法(出版物・証書・許可証・トランプのカード等に印紙貼付を義務づけ)

1766 印紙法撤回。同時に「宣言法」により本国議会が植民地を拘束する立法権を持つことを宣言。

1767-70 タウンゼンド諸法(関税による税収強化)と抵抗運動。

1773 ボストン茶会事件

「代表なくして課税なし」……植民地の抵抗

もともとイギリスの政治原則。議会承認のない課税を違法とする。←→ Virtual Representation

●アメリカの民主政

政府の不在……タウンシップ

Town(郡より小規模の自治組織) の自治 → Townmeeting、自助と自発的結社による統治

タウンはイングランドの村落共同体をもとにした制度で、ニューイングランドでは地方行政と社会生活の基礎的単位となった。タウン設立にさいしては、目的を同じくする家族が集まって発起人グループを結成、自発的に契約(タウン・コヴェナント)を結び、総会議からタウン設立の承認を得て土地を付与された。(……)タウンの住民はタウンミーティングをひらいて、規則や課税を定め、役職者を選出した。タウンの中心部にはミーティングハウスが建てられ、そこではタウンミーティングがひらかれ、教会の礼拝がもたれた。(有賀『アメリカ史1』30)

トクヴィルの問題関心

社会を支配する階級は存在するか?

現に社会を支配している人々は存在する……大統領、議員、政府の役人 etc.

選挙によるコントロール、競争を通じた経済的な入れ替わり → 出入り自由な「階級」?

流動性が敗者への寛容を生む

強い党派が簡単に団結して弱い党派を圧迫できるような形態の社会では、無政府状態の支配なり、弱い個人は強いものの暴力に対して安全でなくなると言うことができよう。無政府状態にあっては、強い人々さえもが自分たちの状態の不確実性に促されて、強者と同様に弱者も保護するような政府に従うことになるであろう。そして強者が支配する状態では、強い党派は同じ動機から強い党だけでなく弱い党も含めすべての党派を保護するような政府を求める事になるであろう。(マディソン『ザ・フェデラリスト』)

平等化が激しいアメリカで「多数者の専政」が抑制されているのは何故か?

新聞の自由 → 中間団体の氾濫……無数の自発的結社

司法権の独立

「すべての年齢、すべての地位、すべての精神のアメリカ人たちは、絶えず団結している。彼等はすべての成員たちが参加する商工業的団体をもっているばかりではない。なお、彼等は、他の無数の種類の団体をもっている。すなわち、宗教的、道徳的、重大な、無用な、ひどく一般的な、極めて特殊的な、巨大な、ひどく小さな、諸団体など。アメリカ人は祭を祝うために、神学校創設のために、宿屋を建造するために、教会を建てるために、書物を普及させるために、遠隔地に宣教師たちを派遣するために、団結する。彼等はこのようにして、病院をも刑務所をも学校をもつくる。そして最後に、真理を明らかにし、または偉大な実例にたよって、ある感情を発展させようとするときにも、彼等は団結する。」(トクヴィル邦訳 下 200-201)

→ 中間団体による民主政・下からの民主政・草の根の民主政 grassroots democracy

連邦の再編

1774.9 第一次大陸会議 12 植民地の代表が集まり、政治要求と組織的闘争方針を声明。

1775.5 第二次大陸会議 独立戦争の遂行を決議、総司令官ワシントンを任命。

1776.7.4 独立宣言の採択

連合した 13 植民地の独立を宣言、各州において政府の形成を開始。

混合政体論の影響……人民に選挙される下院・立法に英知を反映させるべき上院

1777 連合規約 → 1781 発効(東部諸州の批准難航で遅延)

独立・自由・主権を有する州の永久的同盟としての「The United States of America」

連合会議に宣戦・講和、外交使節の交換、条約締結など对外関係に関する権限を付与。

※ i.e. 課税権・通商規制権なし → 財政問題の浮上

1787 アメリカ合衆国憲法草案 13 州による批准はじまる

『ザ・フェデラリスト』(1788) The Federalist 三人の匿名筆者が新憲法を支持

マディソン……民主政は「多数者の専政」を生じさせるとして批判(少数派・個人が犠牲に)。

多様な利益・党派の抑制均衡のための「共和政」を支持。

1789 合衆国憲法 「われわれ合衆国の人民は……」→ 統一国家的政府の誕生

— 2 — 3. 代表民主政の思想：イギリスの革命 —————

●二つの市民革命？

清教徒革命

1640 ステュアート朝の絶対主義に反発、長期議会において国王派と議会派が全面的に対立。

1642 紛争勃発。

1646 クロムウェル Oliver Cromwell の指揮により国王軍に勝利。

1649 チャーチル 1 世処刑、共和制を宣言。クロムウェル護国卿 Lord Protector に(1653)。

1660 王政復古

名誉革命(1688)

ジェームズ 2 世のカトリック的傾向、親フランス政策。

→ 議会、ジェームズ 2 世の長女メアリとその夫オラニエ公ウィレムを招請、王位に就ける。

メアリ 2 世・ウィリアム 3 世は議会の提出した「権利の宣言」を承認。→ 1689 「権利の章典」

●イギリス法の特徴……歴史的継続性

1215 マグナ・カルタ Magna Carta (1225 : 再公布)

ジョン(失地王)が諸侯に迫られて承認した特許状。

国王の徵税制限、人身の自由、教会における選挙の自由、不当な裁判による処罰の禁止など。

「王国の一般的慣習」

1110-22 ヘンリー 1 世による「四部法書」Liber Quadripartitus 編纂。ゲルマン部族法の継受。

1187 頃 グランヴィル(Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Angliae)

国王裁判所の判例を中心に解説。独自の体系としてのコモンロー Common Law 。

1250 頃 ブラクトン(De legibus et consuetudinibus Angliae libri quinque)

コモンローの実定法学的叙述。ローマ法の手法による整理。

判例法主義 ←→ 制定法主義

裁判所が個々のケースで判示した内容が法であり、制定法はその整理に過ぎない。

「イギリスの制度は、議院内閣制の母国であるにもかかわらず、他の国々とは異なる特殊性を持っている。イギリスの議院内閣制は、歴史上の偶然の産物といつてもよい慣行の積み重ねからなり、外からイギリスの制度を観察し、理論化して取り入れた国々(もちろん日本も含まれる)とはずいぶん様子が違うのである。」(大山礼子『国会学入門』)

●継続という正統性……パークと保守主義

エドモンド・パーク Edmund Burke (1729-97)

『自然社会の擁護』(1756) → 社会契約説批判

自然社会……自然の欲望と本能に基いて暮らす家族単位の社会。

人為社会……法律によって構成される社会。野心・嫉妬・欺瞞などの悪徳を生む。

『フランス革命についての省察』Reflections on the Revolution in France (1790)

フランス革命……悪しき人為社会を構築する試み

人間の判断の基礎 理性+先入見(慣習・伝統的蓄積)

名誉革命は君主制へと復帰する賢明なもの

政治社会の正統性……人々の長期にわたる歴史的承認「時効」(prescription)

「事実上の代表」論 Virtual Representative

「代表者の偏らない意見、成熟した判断、啓蒙された良心を諸君のために犠牲にすべきではない。(……)諸君の代表は、諸君に対して勤勉でなければならないだけでなく、彼の判断力を行使しなければならない。もし彼がそれを諸君のために犠牲にしたいならば、諸君に奉仕するのではなくて、裏切っていることになるだろう。」
パーク「ブリストル演説」

●イングランドの混合政体

王政復古と名誉革命(1689) → 権利章典(Bill of Rights, 1689)

君主政(国王)・貴族政(貴族院 House of Lords)・民主政(庶民院 House of Commons)の相互抑制。

国会=最高権力。

国王は国会の一構成要素と理解される(King in Parliament ← ブラックストンの定位)。

patronage・influence。官職叙任権(利益提供)と選挙干渉で庶民院をコントロール下に置く。

選挙法改革

1832(第1次) 中流階級へ拡大

革命を避けるために上院トーリーが下院ウェーブに譲歩。

腐敗選挙区の廃止、都市選挙区の新設。有権者は人口の7%から10%へ。

1867(第2次) 都市労働者へ拡大

それ以前「偽装された共和政」(ウォルター・パショット『イギリス憲法論』)

名目的主権者としての女王←→上下両院の支配

1884(第3次) 農村労働者へ拡大

1年以上の居住期間や10ポンド以上の家屋の占有を要求→居住地の動きやすい労働者を排除
実有権者は成人男子中58%(全成人の28%)。

複数投票制……大学関係者、居住地以外に商店などを所有する者に認められる。

投票日が全国一斉でなかったことも背景に。自動車の発達で、有力者がより有利に。

現代の貴族政

1958 一代貴族法……世襲されないが上院出席権のある貴族が増加

上院の構成(1988年)

全体 1190 名

世襲議員 759 名

法曹議員 21名 (常任控訴裁判官 Lord of Appeal in Ordinary)

国教会聖職 26名

一代貴族 384名

●イギリスとフランス……二つの貴族制

フランス……免れる貴族

租税負担免除の特権、一方で社会的義務はほとんどない。

分割相続制 → 領地の細分化、弱体化 (伯爵の子は全員伯爵)

イギリス……負担する貴族

Nobles Oblige (高貴なる者の義務)

地方自治負担、議員は無報酬、高級官僚もごく低い報酬。

限嗣相続制 → 強大な勢力の保持 (長子だけが爵位・領地を限定して相続)